

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

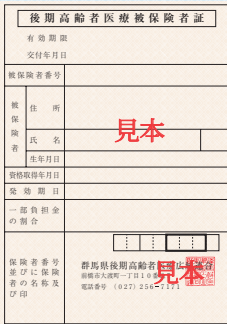
後期高齢者医療被保険者証、
国民健康保険高齢受給者証を郵送します

医療費が高額になる
ときは

限度額適用・標準負担額
減額認定証の申請

後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険(国保)高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。引き続き対象となる人には、新しいものを7月下旬に郵送しますので、8月以降はそちらをお使いください。なお、今お持ちの保険証はご自身で破棄するか、役場または、ここに「甘楽へ返却してください」。

後期高齢者医療被保険者証



- 保険証の色：「茶色」
- 対象者：75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害のある人
- 有効期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日

国民健康保険高齢受給者証



- 受給者証の色：「白色」
- 対象者：国保に加入している70歳から74歳までの人
- 使い方：保険医療機関などで受診するときは、「国民健康保険被保険者証」と負担割合が載っている「国民健康保険高齢受給者証」を一緒に提示してください。
- 有効期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日（ただし、この期間に75歳を迎える人の期限は誕生日の前日です。）

「限度額適用認定証」を提示すると、病院での支払いが自己負担限度額までとなります。また、「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代などが軽減されます。

下記の対象者で交付を希望される場合には、健康課国保係へ申請してください。

また、国民健康保険で現在交付を受けている人も7月31日で有効期限満了となりますので、引き続き交付を受けるためには更新手続きが必要となります。

- 申請に必要なもの
- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類



手続きは
こにこ甘楽へ

《対象者》	国民健康保険で 70歳未満の人 ※1	国民健康保険で 70～74歳の人	後期高齢者医療の人 75歳以上の人(早期加入の人を含む)
限度額適用認定証	住民税課税世帯の人	現役並み所得 I・IIの人 ※2	
限度額適用・標準 負担額減額認定証	国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人		住民税非課税世帯の人

※1 70歳未満の人は国保税を完納している世帯の人

※2 現役並み所得 Iは課税所得145万円以上380万円未満、現役並み所得 IIは課税所得380万円以上690万円未満の人

健康課国保係 ☎(67)5172

福祉医療費受給資格者証の更新が必要です

健康課国保係 ☎67-5172

現在お持ちの受給資格者証が7月31日で有効期限満了となりますので、更新手続きをしてください。



母子・父子家庭など受給資格者証をお持ちの人へ

現在交付を受けている人

令和2年分の所得状況を、町で確認させていただきます。所得税が非課税の人は引き続き受給資格者証を交付しますので、改めて申請してください。所得税が課税されている人は交付されなくなります。

なお、令和2年分所得を申告していない人は、交付対象となりません。申告の済んでいない人は、至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人

18歳未満のお子さんのいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童に該当する人で交付を受けていない人は、健康課国保係で交付申請手続きをしてください。令和2年分の所得税が非課税の場合は、受給資格者証を交付します。

高齢重度心身障害者の受給資格者証をお持ちの人へ

現在交付を受けている人

新しい受給資格者証を交付しますので、改めて通知します。

現在交付を受けていない人

身体障害者手帳1、2級・療育手帳判定A・障害者年金1級・特別児童扶養手当1級に該当している交付を受けていない人は、健康課国保係で交付申請手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類

※高齢重度心身障害者は、障害の程度が分かる書類(手帳など)もご提出ください。

令和3年度 がん検診など集団検診のご案内

8月から下記のとおり集団検診を実施します。詳しい内容や申し込みは保健係へお問い合わせください。

実施日	会場	受付時間	対象地区	結核肺がん	大腸がん	胃バリウム	前立腺がん	肝炎検査	国保特定健診 後期高齢者健診	にこにこ健診		
8月1日(日)	にこにこ甘楽	8:30~ 10:00	全地区	—	—	—	●	—	—	—		
8月11日(水)	甘楽町文化会館	7:30 ~ 10:00	1区・2区・5区	●	●	●	●	●	●	●		
8月12日(木)			3区・6区・7区	●	●	●	●	●	●	●	●	
8月19日(木)			4区・15区・18区・20-2区	●	●	●	●	●	●	●	●	
8月20日(金)			19区・21区・28区	●	●	●	●	●	●	●	●	
8月22日(日)			秋畑地区・新屋地区	●	●	●	●	●	●	●	●	
8月23日(月)			秋畑地域交流センター	10:00	9区・10区・11区・12区	●	●	●	●	●	●	●
8月24日(火)			22区・26区		●	●	●	●	●	●	●	●
8月29日(日)			甘楽町文化会館		福島地区・小幡地区	●	●	●	●	●	●	●
9月3日(金)			ら・ら・かんら	10:00	23区・24区・25区・27区	●	●	●	●	●	●	●
9月6日(月)					17区・20-1区	●	●	●	●	●	●	●
11月9日(火)	甘楽町文化会館	8:30 ~ 10:00	小幡地区・福島地区	●	●	●	●	●	●	●		
11月10日(水)			新屋地区・秋畑地区	●	●	●	●	●	●	●		

※マスクをしてお出かけください。また、ご家族にも発熱や風邪症状のある人がいる場合は受診しないでください。

●のついている検診を実施します

■ 問い合わせ 健康課保係 ☎67-5159